

小特集

最上氏改易を読みなおす

史料紹介「最上騒動言上留書」

「言上留書」を読む会（谷 徹也・尾本将史・今釜睦絃・井上雄介・本多桃子）

【解題】

「最上騒動言上留書」と小特集について

今回紹介する「最上騒動言上留書」は、元和八年（一六二二）八月の最上義俊改易に関わる古文書の写しである。これまで活字化されておらず、最上騒動・最上氏改易をめぐる研究でも言及されていない貴重な史料と思われる。

当該史料は徳川林政史研究所蔵の「しやうとうしやうひつ松涛棹筆」第二十八冊（請求記号：旧蓬左三二一八一（二八））の七丁裏から二二丁裏に収録されている。「松涛棹筆」は尾張藩士の奥村得義（のりむし一七九三～一八六二）が記した八十五冊にも及ぶ膨大な随筆で、得義の閲覧した古文書・古記録を書き写した部分も多い。一九世紀中頃の天保・安政期に段階的に筆録された^①。

名古屋市鶴舞中央図書館蔵の「松涛棹筆」十七冊は名古屋市史の編纂時に作成された抄録本である。『名古屋叢書』三編第九・十巻として既に翻刻されているが、当該箇所は名古屋に関わりがないと判断されたためか、抄録本には収載されていない。二〇二四年に筆者が徳川林政史研究所蔵の「松涛棹筆」原本を調査した際、最上氏改易に関わる重要な未紹介史料であると推測された。そこで、近世初期の政

治史研究に益するところがあればと考え、今回翻刻・紹介するものである。

当該史料群は冒頭に「元和八年花房弥左衛門・岡田新三郎最上より言上留」とある。原本の所在、及びどのような経緯で得義が閲覧したのかは現状では不明である。今回、紹介するにあたっては、内容を加味して「最上騒動言上留書」（以下、「言上留書」と略す）という題を付け、一点ごとに文書番号をふることとした。

花房弥左衛門（幸次）と岡田新三郎は元和八年三月、最上氏の家中紛争である最上騒動を受け、山形に派遣された幕府役人である。当該史料群の宛所は主に酒井忠世・本多正純・土井利勝ら幕政の中心人物にあたり、江戸と山形の間でのやりとりを窺わせる好史料といえる。また、彼らが山形滞在中の八月に最上義俊の改易が決定し、十月には改易の上使として派遣された本多正純が山形において自身も改易を申し渡され、失脚する。こうした経緯からも、元和期の緊迫した政治動向を伝える貴重な史料であることが理解できよう。

ついで、小特集を組んだ経緯について述べる。二〇二四・五年度の大学院科目「日本近世史特殊問題Ⅰ・Ⅱ」において、「言上留書」の史料翻刻と研究報告を行った。当該授業において翻刻を分担したのは、伊藤惇・井上雄介・大塚尚美・岡村隆洋・尾本将史・直江和宣・

本多桃子・深山玲於奈の各氏（五十音順）である。また、史料の理解の助けとすべく、文書群の概要、最上氏改易をめぐる大名と幕府の対応、改易後の最上氏旧臣と本多正純についての解題を付した。

さらに、授業内での研究報告をもとにして、最上氏改易に関わる幕府官僚、地域社会の変動、正純改易と幕藩関係を論じた三本の論考を用意し、左掲の通り、小特集とした。

小特集「最上氏改易を読みなおす」

「言上留書」を読む会「史料紹介「最上騒動言上留書」」

伊藤惇「最上氏改易における幕府派遣官僚の職掌」

直江和宣「本多正純改易をめぐる政治状況」

岡村隆洋「近世初期の地域社会と大名改易」

これらの検討を通じて、最上氏改易や元和八年の政治情勢を多方面から立体的に捉え直すことが可能となろう。

（谷 徹也）

最上騒動における文書送達システム

今回紹介する「言上留書」は、「御横目衆」である花房・岡田からの発信書状が中心を占め、「二三号」以降に彼らの受信書状が確認される。本項では、書状の宛所による内容の差異、および「御横目衆」から報告された情報の伝達経路について検討する。

（１）書状内容の差異

「言上留書」では、主に酒井・本多・土井の三名および井上・永井の二名と「御横目衆」との間で連署状が交わされている。酒井らは、例えば「七号」にあるように「御年寄衆」と表記され、家康死後の幕命を発信する中枢を担っていた。^②一方、井上らは後に「若年寄」へと繋がる将軍秀忠の側近層であるが、当時その職制は未確立であり、近

年の研究でも「若年寄」呼称の適用には慎重な見解が示されている。^④したがって、本項では彼らを「將軍近習」と呼称する。

「言上留書」の全三七通の書状を宛所と発信者の組み合わせで分類すると、以下の通りとなる。①「御年寄衆」・「將軍近習」両方宛（二一通）、②どちらか一方宛（六通）、③両方宛（四通）、④どちらか一方宛（二通）、⑤その他（三通）。

はじめに、「御年寄衆」と「將軍近習」両方に宛てられた書状を比較すると、「將軍近習」宛の書状の方が、奥羽の状況・動静を詳細に記述する傾向がある。例えば、「二〇号」と「二二号」を比較すると、「將軍近習」宛の後者の方が、山形城退去の様子を詳述しており、掃除の命令や畑・竹木等の保全の指示などが記されている。

「七・九号」の「將軍近習」宛書状には、「御用捨候而可被下候」という趣旨の表現が見られる。これは「九号」にあるように、多忙な「御年寄衆」が情報を失念する可能性を考慮した保険的役割として、「將軍近習」にも重ねて情報を送付したものと推測される。

さらに、「一二号」では「御横目衆」が最上領の村々の巡見期間について將軍の「御意」を仰ぐべく、「御年寄衆」に願い出ている。これに対し、「將軍近習」宛の「一三号」では、將軍の機嫌や江戸城普請に言及しつつ、巡見の場所や日程を詳細に示しながら、「御年寄衆」へも申上候、内々被成其御心得候而可被下候」と記す。この表現からも、送り先の立場を十分に理解した上で、書状内容を書き分けていたことがわかる。

將軍の「御意」の通達もまた「御年寄衆」が担っていた。「一六号」は、八月二十一日付の「年寄衆」連署状への返書であり、「御意」の通り、手堅く申し付けたと記す。連署状の具体的な中身については記されていないが、最上氏の改易を「御横目衆」へ言い渡したものと推

測できる。また、「(三二号)」では、最上領内の城に関する「御仕置御定」を鳥居忠政・永井直勝らが「御目付衆」に伝えた^⑥とある。この「御仕置御定」は將軍の命令によるものであり、実行報告も「御年寄衆」のみにしか送っていない。「御年寄衆」宛のみの書状はこの二例しかなく、將軍からの指示は「御年寄衆」を通じての公的命令として出され、その任務遂行の報告も「御年寄衆」にしか伝えなかったといえる。

以上の比較から、「將軍近習」と「御年寄衆」の重層的な情報伝達構造が浮き彫りになる。諸大名への幕府意思の公的な通達は、「年寄」制が担った中核的な業務であると小池進氏は指摘しており、^⑦本史料群からもその点が裏付けられよう。

(2) 書状の伝達

次に、江戸・山形間の情報伝達速度について検討する。史料の文頭に書状の拝見日が書かれる場合があり、ここから大まかな伝達速度を探りうる。対象の「(一六・二七・二八・三五・三七号)」の記述を照合すると、概ね三日から五日で到達している。返書である「(三二・三三・三四号)」も加味すると、「(三二号)」は最上氏の留守居へ申し上げたとあり、これは三日前に出された「(一八号)」の記述に一致するため、返信まで三日かかったとわかる。「(三三・三四号)」も本多らが山形に到着したという記述から、三日前に出された「(二二・二三号)」への返書とわかる。

この迅速な情報伝達を支えたのが、「(一号)」に見られる宿継体制と考えられる。同史料は、「最上より江戸迄の伝馬継宿中」の「庄屋・年寄中」を宛所とし、「御年寄衆」への文箱の遅滞なき送達を命じる。花房・岡田発信の史料は、ここから始まっているが、先行研究による

と、最上領内への「御横目衆」の派遣は元和六年から始まっており、同八年三月に花房・岡田へ交代したとされる。^⑧この見解に従えば、「(二号)」は花房・岡田が「御横目衆」に着任した直後の史料であり、新たな体制の構築にあたり、情報の伝達経路を再確認・確立する意図があったと考えられる。

上述の通り、「言上留書」は江戸幕府中枢と山形の「御横目衆」間とのやり取りが基本であるが、情報は他の者にも共有されていた。例えば「(二号)」には、「斎藤伊予殿手形新三郎二有」とある。この斎藤伊予守は高玉城を居城にした最上家臣であり、^⑨その斎藤にも「(二号)」の書状を送り、それを受け取ったという証明の手形を岡田新三郎が所持していると解釈できる。同様の事例は「(五・一六・一九号)」にも見られる。これらから、在国の最上家臣に対しても「御横目衆」による報告内容が適宜伝達され、手形によってその任務を遂行したことを客観的に証明する必要があったと考えられる。

さらに「(六・七・一二・一三号)」では、最上家臣氏家左近・鈴木半兵衛・藤田左京らから江戸の最上義俊へも「御横目衆」の書状内容が伝達されていた事実がわかる。ただし、確認できる義俊への情報共有は、全て改易以前である点も留意する必要がある。

一方、江戸の義俊は家臣に対して次の書状を遣わした。

【史料二】^⑩

昨日米津勘兵衛殿・嶋田治兵衛殿・近藤石州を以、先々我等幼少之内者、知行も差上可申由被仰候、其元城御請取として、本多上野殿・永井右近殿被遣候條、其付御先二浅羽下総守相下候、それ二相添中山二右衛門・鈴木次右衛門相下候、城之掃地をも仕、御兩人御下候ハハ、無相違相渡可申候、上州・右近殿御下之時分ハ、為御案内朝比奈讃岐守・富田加兵衛相下可申候、左様二候ハハ、五人之者

共、相談候而、万事可申付候、委者浅羽下総守可申候、恐々かし
く、

八月廿二日 山源五郎／家信判

尚々、在々脇城之儀者、下総守口上二可申、其元小栗頼母・神保
四郎左衛門・北條休波など、万事相談可申候、以上、

氏家左近丞殿／野辺沢遠江守殿／斎藤伊予守殿／鈴木半
兵衛殿

右は、最上氏改易通達の翌日のものになる。宛名は在国の家臣であ
り、「言上留書」では野辺沢を除く三名が確認できる。また、江戸に
居た浅羽下総守が、本多らに先んじて下向し、義俊からの詳細な情報
を山形の家臣へ伝達する役割を担っていた。〔六・七・一一号〕に浅
羽のみ「添状」を遣わした記載があるのは、彼が義俊の側近かつ筆頭
家臣だったためであろう。⁽¹⁴⁾

なお、「二三号」においては、「御年寄衆」・「將軍近習」以外の幕府
関係者である嶋田利正・米津田政・永井直勝にも情報が伝達されてい
る。最上領内の村の巡検がその主な内容であるが、永井は先述の通り
その後山形へ派遣され、【史料一】で嶋田・米津は義俊へ改易の趣旨
を傳達している。⁽¹⁵⁾ この三者は改易に何らかの形で関わっており、領内
の動向が、幕府内で共有すべき案件だったのではないかと推測され
る。

加えて、「二三号」には、「將軍近習」に対して詳細な情報は「岡田
兵部・花房内記」から聞いてほしいと書き添えている。岡田兵部は、
寛永元年（一六二四）に、秀忠の使者として松平定勝を見舞っており、
秀忠に近い存在であったと考えられる。両者は幕臣であった可能性が
高く、「二六号」では「御横目衆」へ書状を送付している。また、彼
らは「御横目衆」と同じ名字であり、「二三号」に「せかれ共之儀」

について「將軍近習」の井上に頼み込んでいる。よって、兵部と内記
は岡田新三郎と花房弥左衛門の子息と思われ、江戸の屋敷にいる彼ら
を経由して「將軍近習」へ情報を伝達していた可能性が高い。「御横
目衆」は派遣先の情勢を漏れなく幕府へ報告する役を担い、情報の不
達や遺漏を回避すべく、手形の徴取や重層的な伝達経路の活用を通じ
て、実務の確実性を担保する体制を構築していた実態が看取できる。

（尾本 将史）

最上騒動における伊達家と佐竹家の動向

（1）城請け取りにおける軍事行動

「言上留書」の（二〇・二一号）からは、東北諸大名が最上氏改易
に際して軍事動員を命じられたことが確認できる。本項では、特に
〔二一・一四号〕などでもその挙動が報じられている伊達家・佐竹家
について具体的に比較検討していく。

伊達家は他家と比べて大規模な動員を迅速かつ詳細に編成した。元
和八年八月二十一日、幕府は最上氏改易を決定し、周辺の東北諸大名
に城の請け取りを命じた。その当日、伊達政宗は「人数三千之積」動
員を命じ、名代として一門の伊達成実・定宗に各六百人を派遣するよ
う指示した。⁽¹⁶⁾ また、奥山常良に対しては政宗直轄の「御旗本之御鉄
砲」三百挺を授け、片倉重綱に対しては「其身罷越事者無用二候」と
出陣を免除し、自領の白石で上使の歓待と贈答工作を担わせた。⁽¹⁷⁾ 山形
への派兵と上使への外交という役割分担を初動の段階から見据えてい
たといえる。

伊達軍は広範囲にわたる七つの城の請け取りと破却を担当した。さ
らに〔二七号〕にもあるように、政宗の生母・保春院の迎えの部隊も
派遣している。⁽¹⁸⁾ なお浜田利安ら五名の「御目付衆」を各城に配置し、

自軍を監督させた。

一方、佐竹家の軍事行動は、情報網の構築と由利領内の把握への着手に特徴づけられる。由利方面の城請け取りを命じられた佐竹義宣は、秋田から山形城下へ向けて勘定奉行の梅津政景と佐藤光信を派遣した。その際、義宣は政景らに対し、「上野殿・右近殿山かた二御座候間ハ拙者共も罷有候へ」や「ゆりへ御出候御検使衆道筋、山かた二而承届、秋田へ可申遣由」²¹など、幕府上使や横目衆の動向を探るための指針を授けて送り出したのである。

政景らは八月二十八日に出立し、九月五日に山形入りした。同日、政景は幕府の横目衆である水野・石川と面会するが、横目衆は政景らの由利への同行を強く求めた。それに対し、政景は「義宣の命により山形に留まり連絡役を務める」と主張してこれを拒み、「色々申まきらわかし」て一旦は横目衆を諦めさせている。しかし翌六日、横目衆は「由利へ派遣されている佐竹軍の四人の指揮官を誰も知らないし、法度を直接言い渡してもいない」と食い下がった。政景も「不叶仕合」と折れ、佐藤を案内役として同行させることで妥協を図ったが、自身は山形三日町に宿所を確保し残留の命を完遂した²²。

山形城下に情報収集拠点を確保した政景は、江戸の義宣、秋田の国許、そして由利へ向かう自軍を結ぶ広範な連絡網を構築した。例えば、九月六日の夜半には、本多・永井から指示された由利接收の日程を自軍へ遅滞なく伝えるため、尾花沢や金山に配置した飛脚を用い、秋田領内へ向けて急使を走らせている²³。加えて注目すべきは、九月十二日付の小場宣忠宛て梅津廉忠（憲忠の長子）書状である。

【史料二】²⁴

一、其元御縄打之御用ニ、縄打たんれん之衆貳拾五人御用之由、

爰元ニハ耆人も居不被申候、方々へ御検見ニ被参候間、若御

公儀御用ニ候間、爰元検見を止申候而も、其衆をよひよせ申越可申候哉、猶御飛脚可給候、たとへ其元へ縄打衆越申候共、方々に罷在候間、近日之御用ニハ成間敷と存候、其上在郷衆之内ニも検地たんれんの衆其元へ参候由、及承申候、

ここでは、本莊城開城の翌日に城下での縄打ち熟練者二十五人の派遣が要請されている。接收直後に縄打ち要員を要請したという事実は、佐竹家が軍役の遂行と並行して行政的な領内把握に対応しようとしていたことを示している。他の動員された大名家においてこのような要請が確認されない以上、佐竹家の行動は軍事的駐屯にとどまらない思惑を有していたといえよう。

（2）東北諸大名の贈答行為

最上氏の改易に際して現地へ派遣された幕府官僚の存在は、東北諸大名にとって重要な政治工作の機会となった。しかしながら、幕府は城請け取りをあくまで諸大名への「軍役」として規定しており、上使らへの贈答も法度によって厳しく禁じていた。それにもかかわらず、諸大名は自家を少しでも有利な立場に置くべく、積極的に贈答を図ったのである。

いち早く積極的な接待外交を展開したのが伊達政宗である。九月一日、須賀川に下向した本多正純・永井直勝に対し、片倉重綱が工作を図り「御馳走」を申し入れた²⁵。本多は「路次中之用所・人馬以下、宇都宮ニ而何も不残申付罷下候故、下々ニ至迄、少も不自由成義無之候」と明確にこれを拒絶したものの、永井は「今度之儀、何方より之御音信も堅法度ニ致、請取不申候」と建前を述べつつも、「一桶ハ留置申候」として、事実上、法度を破って贈答品を一部受け取った。

さらに政宗は江戸から国許の奉行衆に対し、上使らへの接待の指示を

次々と送り続けた。九月三日付書状において「毛頭油断有間敷候」と厳命し、九月十二日には拒絶されることすら前提として「縦如此度無御請候共、是非可申付候」と命じている。²⁶ また城請け取りの手勢には御賄衆十名を編成して饗応体制を整えた。

佐竹家も同様に、大規模かつ積極的な贈答工作を展開した。九月七日、山形に派遣されていた政景のもとに、国許から藩の家老である兄・憲忠の書状が届いた。そこには本多・永井宛ての生鮭三十本の調達指示とともに、憲忠自らも進物を携えて山形へ向かう旨が記されていた。九月十二日、山形に到着した憲忠は政景を伴い、本多・永井に對して進物を試みたが、幕府の法度に触れるとして本多から返却され、永井もそれに倣い失敗に終わった。²⁷ 幕府側の贈答拒否の背景には、本多正純の姿勢が作用していた。

ところが、十月一日に本多が改易されたことで事態は一転する。同月十六日、江戸に帰参する永井に對して政景が馬を献上したところ、永井は「馬・鷹之儀ハ余之者と相替儀ニ候間可申請」としてこれを受領し、政景を召し出して食事を振る舞ったのである。これは、永井が本多の目を気にせず諸大名への便宜を図れる状況になったことを示している。九月時点の贈答は本多の存在によって失敗したものの、その失脚後に再度贈答を試みることで、最終的に関係構築に成功したといえる。

(3) 伊達政宗の思惑

五十七万石に及ぶ最上氏の旧領は、周辺諸大名にとって加増の機会となり得るものであったが、とりわけ政宗は、この機会を最大限に活用しようとした。先に見た贈答外交はその一端に過ぎず、政宗は山形と江戸の双方において、領地獲得に向けた重層的工作を展開していた

のである。

政宗は、奉行である大条実頼を江戸から山形城へ派遣し、本多正純への加増要求を開始させた。²⁹

九月三日付の大条宛ての密書によれば、その交渉論理は主に二点である。第一に、かつて秀宗が伊予宇和島を拝領した際の「あき所無之候て少し被下候、此分にてハあるましき」という家康の発言と、関ヶ原合戦時の「御すみつけ五十万石」の未履行を本多に想起させる論法である。第二に「をやこ心安御奉公も被申候やう二家中のものとも、ひとへに／＼ねかひ申候」と隠居を控えた政宗が親子ともに安心して幕府へ奉公できるよう加増を嘆願する論法である。注目すべきは、これらの要求を「家中のものともねかひ申候」という体裁で申し入れるよう厳命した点であり、拒絶された場合の責任回避を可能とする周到的配慮が見て取れる。

江戸の政宗自身も、政治工作を進めた。それを示す仙台藩奉行・茂庭了庵宛の書状³¹は、次の二点において注目される。第一に、政宗が秀忠から改易理由を直接聴取した点である。秀忠は家信が若輩であるから強引に干渉するのではないと政宗に申し渡しており、將軍との直接的な意思疎通が可能であった政宗の実力を示している。第二に、当時の年寄衆の筆頭格であった土井利勝を介した交渉である。保春院の身柄引き取りについて土井を通じて將軍の了解を取り付けた。「中々書中ニハ、カ、レ候ハス候」という機密事項も含まれており、加増に関わる政治的な駆け引きが密談の中で展開されていたと推察される。

だが、結果的に最上旧領を伊達家が確保することはなかった。梅津政景は「山かた鳥居左京殿御拝領之由被仰下候」と記しており、新領主の赴任は正純改易以前に既定路線であった。幕府が東北諸大名の動員をあくまで「軍役」として規定し、旧最上領を譜代大名に宛行う方

針を当初より固めていた以上、加増の余地は構造的に限られていたのである。

(4) 佐竹義宣の思惑

接収した由利本荘城に駐屯していた佐竹勢は、十月一日の本多正純改易という事態の対応に奔走した。永井直勝らから「佐竹軍は由利本荘城から直ちに撤退し城を明け渡せ」との命令が下されたのである。³³⁾

翌二日、幕府の命令系統の混乱から、政景はさらなる難題に直面する。永井らから「佐竹軍は由利から秋田領まで引き取るように」と、以前の「由利領内に残れ」という指示とは食い違う命令が出されたのである。³⁴⁾ この矛盾に対し、政景は永井や伊丹だけでなく、花房・岡田・近藤ら複数の幕府役人に確認を取る慎重な対応を見せた。そして最終的に「由利領内の秋田境まで引いて待機」という確実な言質を引き出している。この際、政景は近藤から本多の改易理由を聞き出すことにも成功した。

その後、政景は自ら由利本荘へ出向くが、十月八日の亥の刻には江戸からの急使により「正純の配流を中止し、本荘・滝沢の両城を急いで破却せよ」との新たな命令を受ける。佐竹軍は二転三転する幕命に翻弄されながらも、翌九日から両城の破却を遂行したのであった。³⁵⁾

こうした政景の対応の根底には、幕府の警戒を招かず保身を図ろうとする義宣の思惑が働いていた。本多改易の混乱の最中である十月八日、義宣が国許に宛てた書状³⁶⁾では、「むさとしたる取沙汰不仕様二可申付候」と山形の幕府検使に動揺を悟られぬよう軽率な噂話を禁じるとともに、この指示を「院内銀山之奉行」にまで及ぼしている。院内銀山は政景が継飛脚の中継拠点として活用していた要衝であった。義宣は不測の事態に巻き込まれながらも、家中の統制を徹底することで

幕府への忠節を示そうとしていたのである。

だが、義宣の行動が守勢一辺倒のものではなかったことは、前掲【史料二】の縄打ち派遣要請からも窺えよう。渡辺英夫氏が明らかにしたところによれば、義宣は現地で政景に情報収集させつつ、由利北端に位置する百三段地域の秋田藩領編入を幕府に働きかけており、江戸町奉行島田利正を通じて年寄土井利勝に接近し、十月五日ごろには既に村替について幕府への働きかけを進めていたという。政宗が旧最上領という大規模な加増を正面から求めたのに対し、義宣は由利北端の一地域に絞り、目立たぬ形での領地の確保に徹したのである。

現地における村替は、十月十二日、伊丹康勝と近藤用政の両名が百三段地域に赴き、憲忠とともに進められた。渡辺氏が指摘するように、同地域の高辻は幕府側にも秋田藩側にも明確には把握されていなかったものの、「御知行御引替相済」とあるように、話し合いはその晩の内にあっさり決着した。³⁸⁾ 高辻が不明という事実は、秋田藩側の裁量で高を決める余地を生み出すこととなったのである。

こうした慎重な佐竹家の対応は、派手な加増工作を展開しながら結局は領地を得られなかった伊達家と対照をなしており、東北諸大名が近世的支配秩序へと組み込まれていく過渡期において、いかに異なる論理で自家の利益を追求したかを鮮明に示すものといえよう。

(今釜 睦絃)

「預人」としての最上氏旧臣

「大名預」とは「罪などによって大名に預けられた者」であり「預」の刑は、遠島・追放・閉門・逼塞・遠慮などいわゆる自由刑の系列に属する刑罰で、これらの中では最も軽いとされる。³⁹⁾ 最上氏旧臣の再仕官や預人のその後については小野末三氏の労作⁴⁰⁾があり、本項ではその

成果をふまえつつ整理を試みる。

(1) 預け先への入国直前・直後の「預人」

まず、最上氏改易後に諸大名家の「預人」となった最上氏旧臣が、預け先へと入国する前後の動向について、楯岡甲斐守光直と東根源右衛門親宣の事例から検討する。

楯岡光直は最上義光の実弟であり、家老職として一万三千石を領していたが、幼君義俊との対立を鮮明に打ち出した山野辺義忠を擁立していた。改易の直接の契機に加担したともいえる楯岡に対しては、小倉藩主細川忠利のもとに「御預」の沙汰が下った。⁽⁴¹⁾ 楯岡が小倉に入る直前、忠利は国許の家老と惣奉行衆に宛てた書状のなかで、楯岡を迎えて、下着次第に百人扶持を与えるように指示している。そして楯岡が大坂から小倉に向かう間の賄いとして百人扶持を支給させるなど、入国前から厚遇する心づもりを示した。また、楯岡も百人超の家臣を引き連れて小倉に向かっている。これは、「預」を命じた幕府、預け先である細川家の双方において、罪人としての厳しい処遇を楯岡に対して下すつもりはないことを意味している。

東根親宣は、出羽村山郡東根の地に居城を構え、最上家では一万二千石を領する家老であったが、改易により徳島藩主蜂須賀忠英に「御預」となった。⁽⁴²⁾ 忠英の祖父蓬庵（家政）は徳島に入った直後の東根に對し、船による長旅を気遣い、用意した旅宿の無作法を詫び、東根の要望を蜂須賀家臣が聞き届ける旨を記している。⁽⁴³⁾ この内容からも罪人を「預」という様子は読みとれない。また、東根側からも蓬庵に直接便りを出し、鮎や鯛などの肴、鷹や栗毛の馬などを進上していることが確認できる。⁽⁴⁴⁾ これは預人が経済や通信の自由を十分に保障されていたことを示唆する。

このように楯岡・東根の事例からは、預人が罪人というより客分として受け入れられている印象を受ける。

(2) 預け先での帰結

ついで、最上氏旧臣が預け先の大名家において、どのような帰結を辿ったのかを検討する。対象は楯岡・東根に氏家左近親定を加える。

元和九年（一六二三）正月に小倉藩細川家に赴いた楯岡光直は、寛永六年（一六二九）五月に没する。⁽⁴⁵⁾ 寛永五年七月の「御扶持方・御切米帳」には楯岡鉄斎の名が確認でき、百人扶持に加え、「此外二米・大豆・薪時々極テ送答二候間、無失念江戸ニ居候時も可尋候」と記されている。⁽⁴⁶⁾ 入国後も厚遇されており、「預人」でありながら江戸に赴くことが許されているため、行動の自由は保障されていたとみられる。

同年九月五日には楯岡邸に忠利が直々に向かい、大判・小袖・刀剣を贈呈した。⁽⁴⁷⁾ 藩主が預人の邸宅を直接尋ねて祝儀物を与えている点から、一貫して客分として丁重に扱われていたとみるべきであろう。

他にも、鉄斎が休斎（忠利叔父）の舟を使い、豊後への湯治を許された事例や、鉄斎の死後に遺児（孫一郎）に香典として銀子が遣わされた事例が確認しうる。⁽⁴⁸⁾ そして、島原天草一揆における負傷者一覧の中に、「越中召使候馬乗分之手負 与頭番頭物頭之分」として楯岡孫一郎の名が記されていることから、細川家家臣になったと考えられる。⁽⁴⁹⁾

一方、元和八年十二月に徳島藩蜂須賀家に赴いた東根親宣は、寛文三年（一六六三）十一月に没する。『阿淡年表秘録』寛永三年三月の項では、親宣に新知高千石が与えられ、「中老」の職に任じられている。「預人」となったものの、僅か四年で家老に次ぐ中老格で取立てられ

ている点は注目すべきであり、早期の家臣化が行われている。

三人目の氏家親定は、今回紹介する「言上留書」〔七・一八・一九号〕で名が確認できるように、改易後に留守居として幕府派遣役人への対応を任されていた人物である。天童の地を治め、最上氏家老として一万八千石を領していた氏家は、元和八年冬に萩藩毛利秀就へ御預の沙汰が下り、寛永十五年に没している。^② 寛永二年八月十三日付けで秀就から氏家に領地判物が与えられ、「御家頼」として位置付けられており、親宣同様、早期に登用されていることが分かる。

小野末三氏の成果によれば、最上氏旧臣が幕府による赦免を受ける前に、預け先の大名家において家臣として取立てられている実態が楯岡・東根・氏家以外にも複数例確認できる。^③ また、登用以前に十分なもてなしを受け、厚遇されている点も共通している。

このように、「上意」に背いたことで改易となった最上氏旧臣であるが、刑罰としての「預」が未だ十分に体系化されておらず、「預人」の扱いは預け先の大名家に委任されていた。このことは、「預人」となった者を幕府の赦免を待たず、早期に家臣として登用していく有力大名の自分仕置権の強大さも背景にあるだろう。預け先の大名家の論理は、幕府よりの「御預」であり、物理的・経済的に拘束することなく、客分として扱った。他方、幕府方の論理としても、最上氏改易という厳罰を下したことで、將軍權威が堅守された以上、戦後処理としての「預人」の問題には寛容な態度を示したと考えられよう。

(井上 雄介)

改易後の本多正純

(1) 本多正純改易の執行とその動向

最上氏改易に伴って、元和八年八月二十七日に本多正純が山形に上

使として派遣されることが報じられる。^④ 「言上留書」の〔三二号〕によると、本多正純・永井直勝は八月二十九日には白河に到着していると記されている。よって、正純が江戸を出発したのは二十七日よりも前だったと考えられる。

一方、八月二十七日に久保田にいた梅津政景・佐藤光信は山形へ赴き、正純らの指示を仰ぐことが佐竹義宣から命じられる。そして、九月六日に山形に到着した正純・直勝を政景は釈迦堂まで出迎えている。その後、政景が水野守信・石川政次を伴って山形城に登城すると、直勝の宿に正純もいた。直勝と正純は山形城内に宿を構えていたのである。ただし、九月二十八日には正純・直勝の滞在場所が山形城三の丸に変化しているようである。^⑤

十月一日になると、本多正純が由利へ転封になることが永井直勝らによって申し渡される。同日中に天童まで行くことが命じられたが、〔二九号〕によると、天童の手前の漆山で一泊したようである。翌日には六田、〔三〇号〕によれば四日には大石田に泊まった。お供をする馬乗りは二十騎であった。七日には由利に到着し、九日には由利本莊城が破却され、正純に引き渡された。^⑥ このように正純の改易と由利への移動は、幕府や佐竹氏による緊密な連絡と監視のもとで実行された。

十月四日に政景は梅津憲忠に対して、正純が本莊に着いて城を明け渡したら、軍勢を引き取ってよいか尋ねると、本莊衆は君ヶ野・名ヶ沢・桂根、この三ヶ所に収容できない軍勢は豊巻に、滝沢衆は大沢に置き、余った軍勢は仁井山に配置せよとのことであった。^⑦

由利領転封となった正純は元和八年十一月一日には、政景から正純家臣を通して、佐竹義宣の断交の意向を伝えられた。^⑧

(2) 「御預人」本多正純

由利への転封から約一年後の元和九年十月十八日、正純は由利領大沢郷千石に移される⁽⁶¹⁾。また、その翌年、政景は江戸で真崎季富と面会し、正純領との通行禁止が告げられる⁽⁶²⁾。

寛永元年四月になると、正純は大沢からさらに横手に移され、佐竹氏に預けられることが江戸滞在中の義宣に命じられた。同月二十三日、義宣から梅津憲忠に「横手御屋作ノ御用」が指示され、「横手御屋」という本多父子を収容する施設が作られる。ここは横手城本丸の南方に位置する外曲輪で、所在するこの地は「上野台」と呼ばれている⁽⁶³⁾。

そして、同月二十八日には本多父子が佐竹氏御預人となることが政景から正純家臣山田彦左衛門を通して伝えられる⁽⁶⁴⁾。彦左衛門は小山藩主であった正純の検地役人として活動していた人物であった⁽⁶⁵⁾。その他に最上改易に伴ってともに山形に下向した大村太兵衛など、わずかな家臣を従えて横手に移動した⁽⁶⁷⁾。本多父子は政景とともに同五月一日には大沢から大曲、翌日には横手まで到着している⁽⁶⁸⁾。それから四ヵ月後の九月には江戸馬買衆が横手を訪れ、九月三十日に横手を出発したようである⁽⁶⁹⁾。おそらく横手にいる正純と無関係ではなく、幕府の監視とみられる。その後も幕府から正純への監視について油断ないように命じられ⁽⁷⁰⁾、寛永十四年四月五日に没するまで、この処遇が変わることはなかった。

(3) 正純の所領

改易後の正純の所領について、『秋田県史』では元和九年の退去の際、佐竹氏領であった大沢郷諸村が本多氏分となり、正純死去後、一時的に庄内酒井氏預領になったと説明する⁽⁷¹⁾。それに対し、『本莊市史』は、元和九年に本多氏領となった千石はそれまでの由利領の内から与えられたのであって、改めて佐竹氏領から分割されたものではないと批判する⁽⁷²⁾。加えて、大沢郷は相給状態であること、佐竹氏領であった寺館尻引村や木売沢村が元和八年に百三段引替えの対象となり一部が分割されて本多氏領となつていることを指摘している。さらに、渡辺英夫氏は、「由利郡中慶長年中比目出検地帳」によって正純の大沢千石の範囲を大沢郷内の十二ヵ村と比定し、本荘から大沢郷に移された正純の所領は、佐竹氏御預人となつて横手に幽閉されてから没するまでは秋田藩の管理下に置かれたと説明する⁽⁷³⁾。

これに関しては、寛永二年二月二十六日に百姓の欠落が問題となり、玉米村が正純領であることが判明する⁽⁷⁴⁾。玉米村は慶長十七年（一六二二）の検地帳では「滝沢之内到米新輪村」と確認でき⁽⁷⁵⁾、最上氏改易に伴って、本多氏の由利領に編成されたと考えられる。この玉米村は大沢郷千石になった後も本多氏領として残存していた可能性がある。よって、正純領は大沢郷の諸村だけではなく、玉米村のように飛地として存在するものもあったと考えられる。これらの所領は正純死後、庄内酒井氏に一時預かりになった後、六郷氏から生駒氏のもとに与えられた⁽⁷⁶⁾。

（本多 桃子）

【凡例】

- 一、左の釈文は、徳川林政史研究所所蔵「松涛棹筆」第二十八冊のうち、七丁裏から二二丁裏を翻刻したものである。
- 二、「〔 〕」で示した文書番号は、翻刻の便宜上、付したものである。
- 一、翻刻にあたっては、基本的に常用漢字を用い、「𪛗」のみ旧字を残した。また、適宜、読点や並列点を付した。
- 一、欠字は全角空白で示した。「𪛗」は「より」の合字、「ゝ」「ゎ」は踊り字である。

- 一、改行は「」で示し、翻刻者による注記は（ ）で示した。
- 一、文字の位置は極力、史料の状態を反映するようにした。
- 一、各文書冒頭には朱筆で圈点や合点が付されているが、「松涛棹筆」編纂時のもので、元の文書には付されていなかったと判断したため、翻刻にあたっては採らなかつた。

【釈文】

元和八年花房弥左衛門・岡田新三郎最上より言上留

〔一号〕

此状箱、江戸御年寄衆中へ町送^三宿中無油」断相届可申候、以上、

元和八年
午ノ刻 三月廿日
花房弥左衛門 印判
岡田新三郎 印判
最上より江戸迄伝馬継宿中^{庄屋}
年寄中

〔二号〕

昨日^{十九}至最上致参着候、爰元相替儀御座候ハ、重^而可申上候、自然之刻、可然様^三被仰上可被下候、恐惶謹言、
三月廿日
花房弥左衛門

酒井雅楽頭様^(忠世)
本多上野介様^(正純)
土居大炊助様^(光則)
斎藤伊与殿手形新三郎二有^(利勝)
人々御中

〔三号〕

昨日^{十九}至最上参着仕候、爰元相替儀御座候者、重^而御注進可申上候、此中雨降申候^三付^而、路次之はか」不参候故、御注進致延引令迷惑候、此表替儀も」御座候ハ、承届候^而、早々可申上候、自然御次手之刻可然様^三」御取成奉願存候、恐惶謹言、

元和八年

三月廿日

井上主計頭様^(正就)
永井信濃守様^(尚致)
人々御中

花房弥左衛門

岡田新三郎

〔四号〕

一筆致啓上候、然^者最上相替儀無御座候、去年」之火事以後至侍・町人迄悉屋敷替仕付^而、于今」有付不申候^三相見へ申候、去月之時分ハ町中端々」火事など参候様^三相聞へ申候へ共、恒ハ左様之儀も無御座」一段静^三有之由申候、自然御次^而之刻、可然様^三被仰上」可被下候、奉願存候、恐惶謹言、

三月廿八日

岡田新三郎

花房弥左衛門

酒井雅楽頭様

本多上野介様

土井大炊助様
人々御中

〔五号〕

一筆令啓上候、然者最上相替儀無御座候、去年之火事」以後、至侍・町人迄悉屋敷替仕候付而、作事等未然共」不仕候故、于今有付不申候躰相見へ申候、去月之時分ハ町」中端々火事なと参候様相聞へ申候へ共、恒ハ左様之儀も」無御座候而、一段静有之由申候、相替儀御座候者承届、追」可申上候、少も油断不存候条、自然御次而之刻可然様」被仰上可被下候、奉頼存候、恐惶謹言、

花房弥左衛門

三月廿八日

岡田新三郎

井上主計頭様

永井信濃守様

此状渡ハ廿九日^二斎藤伊与へ遣、廿九日之日付^二手形取」置也、右兩通之手形花弥左衛門^{（花房）}有之、但廿九日^二相渡、廿九日之」日付也、

〔六号〕

一筆致啓上候、然者^{（伊達政宗）}松平陸奥守殿奉公人窪田十郎」と申者、走り候而最上之内天堂と申所へ罷越候由^{（天童）}而、「從仙台使者兩人参、当地^{（最上義俊）}此中逗留仕、源五郎殿」留守居之者へ申理候付而、則穿鑿被仕候へ共、仙台之」使者不致参着以前、彼十郎早々罷通候由被申

候、是式」為指儀^二而も無御座候へ共、承及候条申上候、自然御沙汰^二も」御座候ハ、可然様^二被仰上可被下候、奉頼存候、恐惶謹言、

卯月四日

花房弥左衛門

酒井雅楽頭様

岡田新三郎

本多上野介様

土井大炊頭様

追而右之侍千石計も取申、政宗馬廻之者^{（伊達）}而^二有之様^二相聞へ申候、

〔七号〕

一筆致啓上候、然者松平陸奥守殿奉公人窪田十郎」と申者走り候而、最上之内天堂と申所^二罷越候由^二而、「從仙台使者兩人参、当地^二此中逗留仕、源五郎殿」留守居之衆へ申理候付而、則穿鑿被仕由候へ共、仙台之」使者不致参着以前^二彼十郎早々罷通候由被申候、是式」之義申上事如何^二可被思召候へ共、承及候条申上候、自然相」替儀も御座候ハ、重而可申上候、右之通御年寄衆へ之書中」にも申上候間、若不入儀と被思召候者、御用捨候而可被下候、」御前 御披露之儀ハ猶以乍慮外御指南奉頼存候、恐惶謹言、

卯月四日

岡田新三郎

花房弥左衛門

井上主計頭様

永井信濃守様

猶々、右之侍千石計も取被申候、政宗馬廻之者^二而^二有之様^二相聞へ申候、以上、
右之兩通ハ氏家左近所^{（光氏）}今江戸源五郎殿へ飛脚被遣候^二言伝、花」房内記所迄之上書^二仕、文箱遣候、浅羽下総所へ添状遣ス也、

〔八号〕

一筆致啓上候、然^者最上相替儀無御座候故、此比御」注進不申上候、自然御次^而之刻、可然様^ニ被仰上可被下候、猶替」儀御座候ハ、早々可申上候、恐惶謹言、

花房弥左衛門

五月十八日

岡田新三郎

酒井雅楽頭様

本多上野介様

土井大炊介様^{人々御中}

〔九号〕

一筆令啓上候、然^者最上相替儀無御座候付^而、頃日御注」進不申上候、右之通御年寄衆へも申入候へ共、御事多候半、」不入儀^ニ候ハ、被成御用捨候^而可被下候、自然油断之様^ニ可」被思召かと存、為指儀無御座候へ共申上候、猶追^而可得御意候、」恐惶謹言、

岡田新三郎

五月十八日

花房弥左衛門

井上主計頭様

永井信濃守様^{人々御中}

〔一〇号〕

追而申上候、此覚書御沙汰^{ニ而}も、不入儀と被思召候ハ、」御」披見候^而可被成御差置候、為其御年寄衆へも不申上候、」別紙如此^ニ候、将又此地家中之公事不相済申候故、」此元^ニ有之奉公人共落着不申、家屋敷之躰迄」一円有付不申候、此外別^ニ相替儀も不承候条、切々」御注進も不申上候、自然於 御前御沙汰も候

ハ、可然」様^ニ被仰上可被下候、恐惶謹言、

五月十八日

花房弥左衛門

井上主計頭様 岡田新三郎

永信濃守様^{人々御中}

〔一一号〕

覚

一、正宗領分之内大^(伊達)かんもと申候^而一宗仕出シ人数二・」三百集有之処^ニ、從仙台人数を遣、相改頭分^(眼門)之者」七・八人からめ取、成敗仕候由之事、

一、最上之内やんべ村・中之村と申所^ニ百姓共吉利支丹」罷成有之由承候間、能々承届、重^而可申上候事、

一、先日卒度申上候、正宗奉公人窪田十郎と申者走り、」最上罷通り候由候所、景勝領分之内^(上杉)追付、妻子」以下十七・八人討果し申由之事、

右之通指立申上迄も無御座候へ共、自然為御心得、覚書」仕、懸御目^ニ候、以上、

花房弥左衛門判無

五月十八日

岡田新三郎判無

主計頭様

信濃守様

右十八日之状ハ鈴木半兵衛相渡飛脚申付、内記所迄上」書仕遣ス也、浅羽下総所迄添状遣ス、

〔一二号〕

一筆致啓上候、先度も如申上候、最上弥相替儀無御座候」付^而、切々御注進不申上候、然^者当国在々之様子をも」見及候^而可申上

と存候条、来月十日時分より罷出、八月」中旬^二山形へ罷歸候様
^三可仕と存候、自然御用之儀も可有」御座かと存、伺御意申候、
 乍恐御次^而之刻、可然様^三被仰」上可被下候、恐惶謹言、

岡田新三郎

六月廿六日

花房弥左衛門

酒井雅楽頭様

本多上野介様

土井大炊介様

源五郎殿飛脚遣、半兵衛^二渡、

〔二三号〕

此中御左右不承候間、一書致啓上候、其元御作事^二付^而、」昼夜
 御苦勞乍恐奉察候、上様弥御機嫌能被成御座候哉、」乍憚承度
 奉存候、此方之儀、度々如申上候、相易儀も」無御座候、然^者当
 国境目在々之様子をも見及申上度」存候へ共、自然御用等も可有
 御座かと存、只今迄延引仕候、」左様^三候へハ、九・十月之比^ハ
 ハ雪降申、人馬之通も不自由」之由^二候間、七月十日時分罷出、
 八月中也仕廻候^而、山形」へ罷歸候様^三可仕と存候、右之通御年
 寄衆へも申上候、内々」被成其御心得候^而可被下候、委ハ岡田兵
 部・花房内記」方へ申遣候間、可得御意候、恐惶謹言、

花房弥左衛門

六月廿六日

岡田新三郎

井上主計頭様

猶以、せかれ共之儀、乍慮外万事奉頼存候、

永井信濃様へも右之文牒^二別紙^三申遣候、

嶋田次兵衛様・米津勘兵衛様・永井右近様、岡田兵部殿へ状遣申

候、

右、六月廿六日之御注進状ハ鈴木半兵衛所へ、左京・内記を以」
 相渡、源五郎殿飛脚^三指上申候也、於江戸内記所へ上書仕遣申候
 也、

〔二四号〕

先日も如申上、最上弥相替儀無御座候、然^而今日^{十六}此表」郡廻^三
 罷出申候、在々之様子見及申、重而御注進可申上候、随^而」佐竹
 殿自分之屋敷普請被仕由^二而、人数千計其御地へ」罷上り申候、
 侍分^三も度々^二都合五・六十人程、此中迄^三罷通」申候、是ハ其元
 番替之由申候、道具何茂不致所持候、」為差義^二而も無御座候へ
 共、此地罷通見及候条申上候、恐惶謹言、

七月十六日

花房弥左衛門

井主計頭様 岡田新三郎

永信濃守様^{人々御中}

〔二五号〕

今日^{十六}此表郡廻^三罷出申候、在々之様子見及申、重而」御注進可
 申上候、随而佐竹殿自分之屋敷普請被仕由」にて、人数千計其御
 地へ罷上り申候、侍分も度々都合」五・六十人程、此中迄罷通申
 候、是ハ其元番替之由申候、」道具ハ何茂不致所持候、為差儀^二而
 も無御座候へ共、此地」罷通見及候条申上候、恐惶謹言、

七月十六日

花房弥左衛門

酒雅楽頭様 岡田新三郎

本上野介様

土大炊介様^{人々御中}

右両通ハ文箱^二入、藤田左京代武内記へ渡、飛脚ハ朝^一比奈讃岐守先也、於江戸^二ハ花内記所へ上書^二仕遣申候、

〔一六号〕

去ル廿一日之尊書、今日廿四日辰之刻參着致拜見候、^{然者}最上御仕置之様子被仰下奉得其意候、此元下々迄^一騒不申、作毛以下不取敢様^二可申付旨、畏奉存候、御意^一之通手堅可申付候、尚追^而御注進可申上候、恐惶謹言、

巳ノ刻 八月廿四日

次飛脚

岡田新三郎

酒井雅楽頭様

花房弥左衛門

本多上野介様

土井大炊介様

御宿老衆^ハ御状弥左^二有、花内記・岡兵部^ハ之状も弥左^二有、
右之状左京^二渡候、次飛脚^二而齋藤伊与守内之者手形有、

〔一七号〕

此中最上郡廻仕、去廿二日^二山形へ罷帰申候、在々町人・百姓^一以下有付申躰^二御座候、当作毛可然様^二相見へ申候、尚相替^一儀も御座候ハ、重而可申上候、恐惶謹言、

八月廿三日

岡田新三郎

井上主計頭様

花房弥左衛門

永井信濃守様

人々御中

御年寄衆へハ不申入候、此状ハ左近^ハ飛脚^二上せ候也、

〔一八号〕

一昨^{廿四日之}御請^二如申上候、最上御仕置之通留守居^一氏家左近・上

山兵部・野辺沢遠江守・齋藤伊与守^二申聞候へハ、何時^二而も御意次第^二城々相渡シ可申候之由^二御座候、下々百姓以下迄騒不申候様^二手堅申触候、国中^一少も異儀無御座候躰^二候、自然御次^而之刻此旨仰上^一可被下候、尚追々可申上候、恐惶謹言、

八月廿六日

花房弥左衛門

酒井雅楽頭様

岡田新三郎

本多上野介様

土井大炊介様

〔一九号〕

急度申上候、最上御仕置之儀、一昨^{廿四日}御年寄衆^ハ被^レ仰下候条、則氏家左近・上山兵部・野辺沢遠江守・齋藤伊与守其外諸侍共へ申聞候、何時^二而も城々相^二渡候^而、奉公人共ハ何方へも可罷越之由申候而、昨今其拵^一仕候、町人・百姓以下騒不申様^二手堅申触候、国中^一異儀無御座候躰^二候間、自然御次^而之刻、此旨被仰上^一可被下候、猶追々可申上候、恐惶謹言、

八月廿六日

花房弥左衛門

岡田新三郎

井上主計頭様

永井信濃守様

右之文箱繼飛脚廿六日ノ巳刻、齋藤伊与守^二渡、手形有之、

〔二〇号〕

去廿六日^二も御注進申上候、山形城^二有之女子、今日本丸^一を罷出申候、諸奉公人妻子^并荷物以下、過半在郷へ^一罷退申候、国中在々迄静^二御座候、随而景勝・政宗・義^{（佐竹）}宣・下野殿、爰元御

番勢被仰付候由^二而相拵被申候」通承及候、尚相替儀御座候ハ、追々可申上候、恐惶謹言、

午刻
九月朔日

岡田新三郎

酒井雅楽頭様

花房弥左衛門

本多上野介様

土井大炊介様^{人々御中}

〔二一號〕

去廿六日^二も御注進申上候、然^者山形城^二被居候源五郎殿」妹・駿河守後室、今朝城之外山野辺右衛門下屋敷迄被^レ罷出候、今日分城之掃地等申付候、二・三ノ丸^二在之妻子之^一分ハ大形思ひ^レ在郷へ罷退、家主迄為火用心罷有候、」来三日・四日之内、侍分ハ悉在郷へ出し候而、所々番之者^一計差置候様^二申付候間、^{（本多正純）}上野殿・右近殿御下着次第相^一渡し可申候、当地^二ハ留守居之侍共五・六人、其外物奉^一行仕候者迄、自然為御用と存、右御両所是へ御着候^一間ハ逗留仕候へと申渡候、国中在々静^二御座候、作毛^并」竹木以下不荒候様^二手堅申触候、将又景勝・政宗・」義宣・下野殿も御番勢被仰付候由^二而、何茂被^一相拵之通承及候、自然御次^而之刻可然様^二被仰上可被下候、」尚易儀御座候ハ、追々可申上候、恐惶謹言、

九月朔日

花房弥左衛門

井上主計頭様

岡田新三郎

永井信濃守様^{人々御中}

右之状箱、斎藤伊与守^二渡、手形在之、但午ノ刻也、

〔二二號〕

一筆致啓上候、然^者御目付衆昨五日山形へ参着^一被仕、各御番所共何茂今朝相渡被申候、上野殿・右近殿^一今昼是へ可有御着之由被仰越候、此表弥相易儀^一無御座候、尚上野殿・右近殿御下着次第委可被仰上候、」恐惶謹言、

九月六日

岡田新三郎

酒井雅楽頭様

土井大炊介様

〔二三號〕

一書致啓上候、然^者御目付衆近藤勘右衛門・駒井右^{（親直）}」京殿・庄田小左衛門殿・堀田勘左衛門殿^{（正吉）}・石丸六兵衛殿^{（定政）}、昨五日^一山形へ参着被仕、各御番所^并諸奉公人家被見及、今^一朝何茂引渡被申候、上野殿・右近殿今昼是へ可有^一御着之由被仰越候、此表弥相易儀無御座候、尚上野殿^一」右近殿御下着次第委可被仰上候、恐惶謹言、

九月六日

花房弥左衛門

岡田新三郎

井上主計頭様

永井信濃守様

〔二四號〕

昨日も申上候へ共、自然路次遅々可仕かと存、重而申上候、」爰元相替儀無御座候、城御番其外口々上野殿^一」右近殿手堅被仰付候、委細^者御両所可被仰上候^一条、御次^而之刻可然様^二奉頼存

候、恐惶謹言、

九月七日

近藤勘右衛門

堀田勘左衛門

庄田小左衛門

花房弥左衛門

岡田新三郎

酒井雅楽頭様
土井大炊介様

〔二七号〕

去七日之尊書忝致拝見候、此表弥相替儀も無御一座候、随而政宗御老母仙台へ迎参候而、昨日御帰候、一次井上新左衛門殿・大河内平十郎殿、今日此近辺在々見廻り被罷出候、当地先代官共何茂不残新左へ引渡御用被仰付躰候、国中城々御請取之様子ハ御目付衆へ委被仰上候間、不能申上候、恐惶謹言、

九月十二日

花房弥左衛門

酒雅楽頭様

岡田新三郎

土大炊助様
人々御中

信濃殿・主計殿へ別紙此如候、

〔二五号〕

一筆致啓上候、然者一昨八日井上新左衛門殿・大河内平十郎殿下着被仕、最上代官共引付申候、爰元之奉公人共端々他国へ罷退、弥国中百姓以下静御座候、尚相替儀御座候ハ、追而可申上候、恐惶謹言、

九月十日

花房弥左衛門

井上主計頭様

岡田新三郎

永井信濃守様

猶以、雅楽様・大炊様へ以書状可申上候へ共、為差儀無御座候条、乍恐御心得可忝候、以上、

〔二八号〕

去十七日之尊書忝致拝見候、此表弥百姓以下静御座候、先奉公人高知行をも取候程之者ハ悉他国へ罷出候、相替儀承候ハ、上野殿・右近殿へ可得御意と存候へ共、別条無御座候付而、度々御注進も不申上候、自然御次之刻、可然様奉頼存候、恐惶謹言、

九月廿一日

花房弥左衛門

岡田新三郎

酒雅楽様

土大炊様

別紙文牀同前

井上主計様

同
(花房)
(岡田)

永井信濃様

〔二六号〕

一昨八日井上新左衛門殿・大河内平十郎殿下着被仕、最上代官共引付申候、此表上野殿・右近殿御下候、国中静御座候、尚相替儀御座候ハ、追而可申上候、恐惶謹言、

九月十日

花房弥左衛門

岡田新三郎

松平右衛門様
(正久)
(康勝)

伊丹喜之助様

史料紹介「最上騒動言上留書」

〔二九号〕

一筆致啓上候、然^者伊丹喜之助殿・高木九兵衛殿先^(正次)「月廿九日^二山形へ参着被仕 上意之旨本多上野介殿へ」被仰渡候、少も相替儀無御座候、則昨日山形を被罷立^三「油利へ之道筋漆山と申所迄被参候、委細ハ永井」右近殿・伊丹喜之助殿・高木九兵衛殿可被仰上候、恐惶謹言、

十月二日

近藤勘右衛門

花房弥左衛門

酒井雅楽頭様

岡田新三郎

土井大炊介様

堀田勘左衛門

別紙同文^{二面}

井上主計頭様

永井信濃守様

〃^(花房)
〃^(岡田)
〃^(堀田)

〔三〇号〕

一筆致啓上候、爰元弥相替儀無御座候、本多上野殿「昨日大石田と申所迄御越^二候、供之馬乗共甘騎計^三」在之由申候、将又戸沢^(政忠)右京殿今日山形へ御着^二候、「委細ハ永井右近殿・伊丹喜之助殿・高木九兵衛殿」可被仰上候間、不能子細候、恐惶謹言、

十月四日

近藤勘右衛門

花房弥左衛門

井上主計頭様

岡田新三郎

永井信濃守様

堀田勘左衛門

〔三一号〕

一筆致啓上候、仍此元相替儀無御座候、当地城々^二御仕置御定之旨、所々^三御付置被成候御目付衆へ^二鳥居左京殿・永井右近殿・伊丹喜之助殿・高木九兵衛殿^三被仰渡候、委細右御衆中可被仰上候、恐惶謹言、

十月五日

近藤勘右衛門

堀田勘左衛門

酒井雅楽頭様

岡田新三郎

土井大炊助様

花房弥左衛門

〔三二号〕

貴札致拝見候、如御紙面之我等共儀、最上之御仕置^二被遣候、今日廿九日至白川致参着候、然^者最上城々^三之儀、御上使御着次第指上可被申之由、最上留守居^二之衆被申之段、誠被入御念たる儀共^三候、尤其通^二可有之候、将又景勝御番勢儀、御上使御着次第^三可被罷出之段、景勝之御内衆被申之由、存其旨候、^二就其右之御人数宿等之儀、御上使御着次第可被^三仰付之旨、被仰渡之由、御尤^二候、何茂期後音之時、不能^三一二候、恐々謹言、

本多上野介

八月廿九日

正純

花房弥左衛門様 永井右近大夫

岡田新三郎様^{御報} 直勝

〔三三号〕

御状令拝見候、御目付衆去五日至山形被致参着、番所^二以下六日^三請取被申候由尤候、本上野殿・永右近殿同日^二御下着候由、得

其意候、猶期後音之間、不具候、恐々謹言、

九月九日

土井大炊助

利勝

花房弥左衛門殿 酒井雅楽頭

岡田新三郎殿 忠世

〔三十四号〕

御状令拝見候、去五日御目付衆山形へ参着被申、御番^并所諸奉公人之我等令見及、六日何茂被引渡^参之由尤候、本上野殿・永右近殿も六日^三其元へ御着候^二之由、是又得其意候、委曲期後音之時候、恐惶謹言、

九月九日

永井信濃守

尚政

花房弥左衛門殿 井上主計頭

岡田新三郎殿 正就

〔三十五号〕

去十二日之御状拝見仕候、仍其元先代官何茂大河内^(政利)平十・小侯吉左・坪井金太^(永重)・井上新左・諸星藤兵^(忠次)へ「御引渡之由尤^三候、何茂蒙仰之通申上候、尚期後音之^二節候、恐々謹言、

土井大炊介

九月十七日

利勝

花房弥左衛門殿 酒井雅楽頭

岡田新三郎殿 忠世

〔三十六号〕

御札令拝見候、仍其表弥相易儀無御座、殊其元先^一代官何茂井上新左・大河内平十へ御引渡、何之出入も無^一御座候由承候、御紙面之通申上候、其元万事御苦^一勞之程奉察候、猶期後音之時候、恐々謹言、

九月十七日

永井信濃守

尚政

岡田新三様 井上主計頭

花房弥左様 正就

〔三十七号〕

去廿一日之御状令拝見候、其元之様子具被仰越候、^一得其意存候、何茂御紙面之趣申上候、其元御苦勞^一察存候、恐々謹言、

土井大炊助

利勝

九月廿六日

酒井雅楽頭

花房弥左衛門殿 忠世

岡田新三郎殿

【注】

- (1) 小島廣次「解説」(名古屋蓬左文庫編『名古屋叢書』三編第九卷、名古屋市教育委員会、一九八四年)。
- (2) 山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇年。
- (3) 北島正元『江戸幕府の権力構造』岩波書店、一九六四年。
- (4) 小池進「近世初期の將軍近習について」(同著『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (5) 「二七〜二九号」は、「御年寄衆」への書状の後に、先の内容と同じ断りを

入れて「將軍近習」の名前を含めている。

- (6) この直前に幕府から派遣された本多正純が突如改易を言い渡される。ただし、この改易については先の鳥居・永井と処分を伝えた高木正次・伊丹康勝のみで話し合われていることから「御横目衆」は正純改易には関わっておらず、永井らより立場は低かったと推測できる。『梅津政景日記』(大日本古記録) (以下、『政景』と略す) 元和八年十月一日条。
- (7) 小池進「元和期の江戸幕府「年寄」制について―連署状を中心として―」(大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (8) 福田千鶴「慶長・元和期の御家騒動―最上騒動を中心に―」(同著『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、一九九九年、初出一九九二年)。
- (9) 最上氏収封諸覚書『伊達家文書』(大日本古文書) 二、八四五号。
- (10) 最上義光・義俊に重臣として仕え、山形城大手門外に屋敷が置かれた。改易後は、毛利秀就へ預けられる(『山形市史』通史編中巻)。
- (11) 石高は他家臣と比べると少緑であるが、屋敷の配置から家中の中でも特に重んじられたとされる(高橋信敬『最上時代山形城下絵図』誌趣会、一九七四年)。
- (12) 最上氏改易後は、土井利勝に召し抱えられた(早川和見『山形最上家と古河土井家について―その関係諸考察』私家版、一九八六年)。
- (13) 「毛利氏四代実録考証論断」(『大日本史料』一二―四七)。史料掲出にあたっては、差出・宛所の改行を／で表現した。
- (14) 【史料一】では、中山二右衛門・鈴木次右衛門と一緒に山形に下っているが、彼ら二人は浅羽に添えたとあるため、浅羽の方が上級家臣であったと考えられる。ただし、石高については不明である。
- (15) 永井直勝は、福島正則の改易の際にも安藤重信と城受け取りの上使として幕府から派遣されている。
- (16) 長谷川成一「最上改易と元和偃武―改易の位置づけ―」(同著『近世国家と東北大名』吉川弘文館、一九九八年)では米津・嶋田が改易を申し渡したとするが、実際は近藤秀用も一緒に申し渡している。ただし、近藤には「殿」がふられていないため、米津・嶋田とは身分差があり、本史料群では近藤の名は登場しない。
- (17) 『松山叢談』附録第一、二。
- (18) 伊達政宗書状「茂庭文書」・「亘理伊達家文書」・「涌谷伊達家文書」(『仙台市史』資料編十二、二三三―三七号)。
- (19) 伊達政宗書状「茂庭文書」・「引証記」二十九上(同右、二三三―三五号・二三三八号)。
- (20) 前掲注(9)最上氏封諸覚書。
- (21) 『政景』元和八年八月二十七日条。
- (22) 『政景』元和八年九月五日条・同六日条。
- (23) 『政景』元和八年九月六日条。
- (24) 梅津廉忠書状「佐竹文書」。金子拓「秋田藩家老小場宣忠関係文書について」(『秋大史学』六〇、二〇一四年) 参照。
- (25) 「片倉代々記」二(『大日本史料』一二―四七)。
- (26) 伊達政宗書状「茂庭文書」(『仙台市史』資料編十二、二三四二・二三四六号)。
- (27) 『政景』元和八年九月七日・同十二日条。
- (28) 『政景』元和八年十月十六日条。
- (29) 伊達政宗書状「茂庭文書」(『仙台市史』資料編十二、二三三―三五号)。
- (30) 伊達政宗書状「大条家文書」(同右、二三四三―四四号)。
- (31) 伊達政宗書状「治家記録」附録三(同右、二三四九号)。
- (32) 『政景』元和八年九月十二日条。
- (33) 『政景』元和八年十月朔日条。
- (34) 『政景』元和八年十月二日条。
- (35) 『政景』元和八年十月八・九日条。
- (36) 佐竹義宣書状写「天英公御書写」(『秋田市史』第九、近世史料編上)。
- (37) 渡辺英夫「元和八年、由利領北端百三段地域の秋田領編入について」(『秋大史学』六六号、二〇二〇年)。
- (38) 『政景』元和八年十月十二日条。
- (39) 平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、一九六〇年。
- (40) 小野末三「新稿 羽州最上家旧臣達の系譜―再仕官への道程―」最上義光歴史館、一九九八年。
- (41) 十月二十一日付 魚住伝左衛門宛書状「部分御舊記」(『熊本県史料』近世編第一巻)。
- (42) 元和八年十二月二日付 細川忠利書状「部分御舊記」(同右第二巻)。
- (43) 「成立書並系図共」(『東根市史編集資料』第八号)。
- (44) (元和八年) 十二月二十三日付 蜂須賀蓬庵書状(同右)。
- (45) (元和九年) 正月五日付 蜂須賀蓬庵書状、(同年) 卯月十九日付 同書状(同右)。なお、東根と蓬庵の私信は『東根市史編集資料』第八号に二十八通も収録されている。
- (46) (寛永六年) 六月三日付 細川忠利書状「部分御舊記」(『熊本県史料』近世編第二巻)。

- (47) 寛永五年七月二十七日付 御印御扶持方御切米帳『部分御舊記』(同右)。
 (48) 寛永五年九月「日帳」(『福岡県史』近世史料編一三、細川小倉藩二)。
 (49) 寛永四年四月「日帳」(同右近世史料編一〇、細川小倉藩一)。寛永六年六月十二日付 細川忠利書状『部分御舊記』(『熊本県史料』近世編第三卷)。
 (50) 寛永十五年二月二十九日付 細川忠利書状『部分御舊記』(同右)。
 (51) 『阿波年表秘録』二(『徳島県史料』第一卷)。
 (52) 『閩閩録』九一(『萩藩閩閩録』第三卷)。
 (53) 『閩閩録』九一(同右)。
 (54) 前掲注(40)小野著書。
 (55) 『政景』元和八年八月二十七日条。
 (56) 『政景』元和八年九月六日・二十九日条。
 (57) 『政景』元和八年十月朔日・二日条。
 (58) 『政景』元和八年十月七・九日条。
 (59) 『政景』元和八年十月四日条。
 (60) 『政景』元和八年十一月朔日条。
 (61) 『史料綜覧』卷十六。
 (62) 『政景』寛永元年二月二十一日条。
 (63) 『政景』寛永元年四月二十三日条。
 (64) 『横手市史』通史編近世、二〇一〇年。
 (65) 『政景』寛永元年四月二十八日条。
 (66) 平田輝明「下野国南部における慶長・元和・寛文検地―都賀郡下国府塚村の場合―」(『立正史学』五四、一九八三年)。
 (67) 漆戸勘左衛門が本多正純改易により南部家に召し抱えられ、家老を務めていることが指摘されている(兼平賢治『南部家盛岡藩』吉川弘文館、二〇一三年)。
 (68) 『政景』寛永元年五月朔日条・二日条。
 (69) 『政景』寛永元年九月十四日条・同十月朔日条。
 (70) 『佐竹家譜』上、寛永三年閏四月十一日条。
 (71) 『秋田県史』第三卷、一九六五年。
 (72) 『本莊市史』通史編二、一九九四年。
 (73) 渡辺英夫「成立期亀田藩と本多正純の大沢郷について」(『秋大史学』六八、二〇一二年)。
 (74) 『政景』寛永二年二月二十六日条。
 (75) 「到米新輪村検地帳」(『本莊市史』史料編一下、一〇八号)。
 (76) 「由利高支配」(『深井文書』『秋田県史』資料近世編下、一〇四四号)、「金浦年代記」(『本莊市史』史料編三、五号)。